

長浜市建設工事（土木工事等）における
総合評価方式の運用ガイドライン

令和6年4月1日

長浜市

1. はじめに

この「長浜市建設工事（土木工事等）における総合評価方式の運用ガイドライン」は、「長浜市建設工事に係る総合評価実施要綱（平成22年12月3日施行）」に基づく総合評価競争入札の実施に関し、基本的な事項を示すものである。

2. 総合評価方式の選定

（1）総合評価方式の適用について

「長浜市建設工事に係る総合評価方式実施要綱」第3条第1項の各号に規定する対象工事について、工事規模と工事難易度により判断し、適用する総合評価タイプを選定するものとする。

（2）対象工種および工事規模

○土木工事等 設計金額 1億円以上

（土木一式工事、舗装工事、消防施設工事、造園工事、さく井工事、鉄骨工事、橋梁上部工事、法面処理工事、交通安全施設工事、清掃施設工事）

ただし、災害復旧等早急に行う必要がある工事については、総合評価方式の対象にしないことができるものとする。

（3）総合評価のタイプ

① 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工管理や品質管理等の観点から技術提案を求めるほか、企業の施工能力、技術者の能力等の評価項目と入札価格との総合的な評価を行う。

② 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画としての技術提案を求めるほか、企業の施工能力、技術者の能力等の評価項目と入札価格との総合的な評価を行う。

③ 特別簡易型

施工計画の評価を要件とせず、企業の施工能力、技術者の能力等の評価項目と入札価格との総合的な評価を行う。

（4）工事難易度の判定

工事難易度は次のとおりとし、工事毎に判断し判定する。

工事難易度		
I	II	III
基本	やや難	難

(5) 適用タイプ選定表

工事規模					工事難易度
	標準型	標準型	標準型		
5億円以上					
3億円以上	簡易型	標準型	標準型		
1. 5億円以上	簡易型	簡易型	標準型		
1億円以上	価格競争による (※1)	簡易型	簡易型		
	I	II	III		

(※1) 原則、価格競争によるが、必要に応じ総合評価方式「特別簡易型」を採用できる。

3. 総合評価タイプおよび評価項目について

(1) 評価項目設定一覧表

評価分類	評価項目	標準型	簡易型	特別簡易型
技術提案	施工管理に係る技術的所見	● (3着目点 を設定)	● (1着目点 を設定)	—
	目的物の品質に係る技術的所見			
	施工上の課題に係る技術的所見			
企業の施工 能力	主觀点数	—	▲【選択】	▲【選択】
	企業の施工実績	●	▲【選択】	▲【選択】
技術者の 能力	配置予定技術者の CPD	●	●	●
	配置予定技術者の実績	●	■【任意】	■【任意】
企業の地域 性・社会性	防災協定の締結	■【任意】	■【任意】	■【任意】
	建設労働災害防止協会への加入 および活動実績	—	—	●
	市内営業所の有無	■【任意】	■【任意】	■【任意】
	市内企業の活用	●	●	●
	若手・女性技術者の配置	—	—	●

- (注) 1. ●の項目は、必須とする。
 2. ▲【選択】の項目は、どちらか一方を選択する。
 3. ■【任意】の項目は、工事毎に判断し選択する。

(2) タイプ別評価項目および配点

●標準型

評価の視点	評価項目	配点
技術提案（右の評価項目から、3つの着目点を設定）	施工管理に係る技術的所見	12
	目的物の品質に係る技術的所見	
	施工上の課題に係る技術的所見	
企業の施工能力	企業の施工実績	1
技術者の能力	配置予定技術者 CPD	1
	配置予定技術者の実績	1
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1【任意】
	市内営業所の有無	1【任意】
	市内企業の活用	2
計		17~19

●簡易型

評価の視点	評価項目	配点
技術提案（右の評価項目から、1つの着目点を設定）	施工管理に係る技術的所見	4
	目的物の品質に係る技術的所見	
	施工上の課題に係る技術的所見	
企業の施工能力	主観点数	3【選択】
	企業の施工実績	1【選択】
技術者の能力	配置予定技術者 CPD	1
	配置予定技術者の実績	1【任意】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1【任意】
	市内営業所の有無	1【任意】
	市内企業の活用	2
計		8~13

●特別簡易型

評価の視点	評価項目	配点
企業の施工能力	主観点数	3【選択】
	企業の施工実績	1【選択】
技術者の能力	配置予定技術者 CPD	1
	配置予定技術者の実績	1【任意】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1【任意】
	建災防への加入および活動実績	0.5
	市内営業所の有無	1【任意】
	市内企業の活用	2
	若手・女性技術者の配置	0.5
計		5~10

4. 各評価項目について

(1) 技術提案

○以下の3つの視点の中から、工事毎にいずれかの視点に関する着目点を設定し、その内容を評価した結果に応じて加算点を与える。

①施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案【施工管理】

②工事の目的物の品質や耐久性向上に関する提案【目的物の品質】

③工事施工において配慮すべき事項に関する提案【施工上の課題】

○各着目点に対する、具体的な対策の提案数は3つまでとする。

○各対策のうち採用可能な対策について、「優」「良」「可」「不採用」の4段階で評価を行い、「優」を2、「良」を1、「可」を0.5、「不採用」を0として換算し、その換算値に基づき以下の評価点を着目点毎に加算する。

●技術提案

技術提案の各対策の評価	評価点
換算値4以上の場合（「優」2、または「優」1「良」2）以上	4.0
換算値3.5の場合（「優」1「良」1「可」1）	3.5
換算値3の場合（「優」1「良」1、「優」1「可」2、「良」3）	3.0
換算値2.5の場合（「優」1「可」1、または「良」2「可」1）	2.5
換算値2の場合（「優」1、「良」2、「良」1「可」2）	2.0
換算値1.5の場合（「良」1「可」1、または「可」3）	1.5
換算値1の場合（「良」1、または「可」2）	1.0
換算値0.5の場合（「可」1）	0.5
換算値0の場合（全て不採用の場合）	0

※評価対象としたすべての技術提案内容（対策）は、施工時、完了時に履行確認を行い、不履行があった場合は、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として請求を行う。

(2) 主観点数

○企業の施工能力・社会性等を総合的に表す指標として、当該年度の長浜市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定基準に関する要綱第4条第1項(2)にもとづく該当業種の主観点数により評価を行い、下表の区分による評価点を加算点として与える。

●主観点

区分（該当業種の主観点数）	評価点
20点未満	0
20点以上 40点未満	0.5
40点以上 60点未満	1.0
60点以上 80点未満	1.5
80点以上 100点未満	2.0
100点以上 120点未満	2.5
120点以上	3.0

(3) 企業の施工実績

- 公告日の前日から起算して15年間（発注する工事の実績に応じて期間を設定する）に、発注者が定める用件を満たす工事（以下、「同種工事」と言い、公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る）を単独または共同企業体における主たる構成員（「主たる構成員のみ」とするか「全ての構成員」を対象にするかは工事内容等により選定する）として元請契約し完成させた施工実績がある場合、評価点を加算点として与える。
- 同種工事は、CORINS登録や書類等により、求める施工実績の内容を確認することができるものに限る。施工実績がある場合は、それを証する書面として以下①または②の資料の提出を求める。ただし、①の資料により、求める実績が確認できない場合は、②の補足資料の提出をすること。
 - ① CORINSの登録内容確認書（実績が確認できるもの）
 - ② 実績が確認できる他の資料（「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの）
- 企業において複数の「同種工事」の施工実績が存在する場合は、以降の「(5)配置予定技術者の実績」に関連し、複数の施工実績の提出を認める。

●企業の施工実績

区分（企業の施工実績）	評価点
同種工事の施工実績 なし	0
同種工事の施工実績 あり	1.0

(4) 配置予定技術者 CPD

- 配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）に係る継続教育（CPD）の取り組み状況について評価する。評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が公告の日から6ヶ月前の日以降から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。評価対象を証明する資料として、各団体が発行する証明書の写しの提出を求める。
- 技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、配置予定技術者を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった技術者毎に、「(4)配置予定技術者CPD」、「(5)配置予定技術者の実績」の評価点を合計し、その合計が最も低い技術者で評価する。

●配置予定技術者CPD

区分（配置予定技術者CPDの単位数）	評価点
各団体の推奨単位数以上の証明なし	0
各団体の推奨単位数以上の証明あり(必要な水準)	1.0

団体名	評価対象		評価点
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0
その他、建設系CPD協議会 加入団体 (技術士会、土木学会、 都市計画学会など)	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0
建築系CPD運営会議 加入団体	必要な水準	6単位／年	1.0

※CPD : Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

(5) 配置予定技術者の実績

○設定方針は以下のとおりとする。

対象とする実績は、監理技術者、主任技術者または現場代理人として従事した実績とする。

○詳細内容は、以下のとおりとする。

上記、評価項目「(3)企業の施工実績」で求めた同種工事に監理技術者、主任技術者または現場代理人として単独または共同企業体における主たる構成員（「主たる構成員のみ」とするか「全ての構成員」を対象にするかは工事内容等により選定する）として元請契約し従事した実績を有する技術者を、今回工事に、監理技術者または主任技術者として配置する場合に、評価点を加算点として与える。

技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、配置する可能性のある技術者を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった技術者毎に、「(4)配置予定技術者CPD」、「(5)配置予定技術者の実績」の評価点を合計し、その合計が最も低い技術者で評価する。

●配置予定技術者の実績

区分（配置予定技術者の実績）	評価点
実績なし	0
主任技術者または現場代理人としての実績がある	0.5
監理技術者としての実績がある	1.0

(6) 防災協定の締結

○当該工事の入札公告時点において長浜市や滋賀県との防災協定（※1）の締結の有無を評価の対象とする。

●防災協定の締結

区分（防災協定の締結）	評価点
長浜市、滋賀県との防災協定の締結 なし	0
長浜市、滋賀県どちらか一方と防災協定の締結 あり	0.5
長浜市、滋賀県の両方と防災協定の締結 あり	1.0

（※1）協定締結を証する書面として、次の①、②どちらかの提出を求める。

- ① 協定締結団体が発行する証明書の写し
- ② 協定書の写し、および公告時点において入札参加者が当団体の会員として在籍していることが確認できる資料

(7) 建設業労働災害防止協会への加入および活動実績

- 入札公告時点において、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）への加入の有無、更に加入が「あり」の場合には建災防で実施される安全訓練等の活動（※1）に対する実績の有無に応じての評価点を加算点として与える。
- 建災防への加入のみ（実績「なし」）の場合には、建災防が発行する加入証明書（写）の提出、また、活動実績「あり」の場合には、活動実績を証する書面として、建災防が発行する活動実績証明書（写）の提出を求める。

●建災防への加入および活動実績

区 分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入 なし		0
建災防への加入 あり	建災防での活動実績 なし	0.2
	建災防での活動実績 あり	0.5

（※1）「建災防で実施される活動実績」については、建災防への加入がある場合に、

- ① 安全衛生教育の受講（建災防主催、ただし技能講習、特別教育は除く。）
- ②（滋賀県）建設業安全衛生大会への参加についての実績を評価の対象とする。

(8) 市内営業所の有無

- 入札公告日における「市内営業所」の有無について評価する。なお、ここでいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。

●市内営業所の有無

区 分（市内営業所の有無）		評価点
営業所が長浜市内にない		0
従たる営業所（支店、営業所）が長浜市内にある		0.5
主たる営業所（本社、本店）が長浜市内にある		1.0

(9) 市内企業の活用

①市内企業の活用

- 地域に貢献し、地域を支える建設業の育成のため、発注工事における下請業者に、市内企業を活用することについて、次の要件を満たす場合に評価する。

元請企業が下請企業を活用する場合、一次下請負契約額全体（工事内容により工種を限定し判断する場合もある）のうち、市内に主たる営業所を有する企業への下請負契約額の割合が80%以上を予定している場合

工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。また、工事完了時に下請負契約の確認を行い、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

●市内企業の活用

区 分（市内企業の下請活用の有無）		評価点
市内企業の下請活用 なし		0
市内企業の下請活用 あり		2.0

(10) 若手・女性技術者の配置

- 公共工事品確法の改正により、若手や女性の技術者の長期的な確保や育成が喫緊の課題であることから、「若手・女性技術者の配置」について評価を行う。
- 評価の対象としては、当該工事において「監理技術者または主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）または「専任の技術者」として、「当該工事の公告日において35歳未満」もしくは「女性」の技術者を当該工事に配置することを評価する。（なお、途中交代は原則認めない。）
- ここでいう「技術者」とは、発注工事業種に適応した監理技術者または主任技術者の要件を満たす者をいう。
- 工事着手前後および完了時に確認を行い、従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。なお、監理技術者または主任技術者として配置する場合「(4)配置予定技術者CPD」「(5)配置予定技術者の実績」と相違があった場合は、入札を無効とする。（現場代理人への配置は対象外）

●若手・女性技術者の配置

区分（若手・女性技術者の配置）	評価点
若手または女性の技術者の配置なし	0
若手または女性の技術者を専任の技術者として配置する	0.2
若手または女性の技術者を監理技術者等として配置する	0.5

5. その他

本ガイドラインは、令和6年4月1日より、運用開始する。